

都市計画情報の デジタル化・オープン化 ガイダンス

都市計画データの利活用に向けた
進め方と事例

MLIT

※昨年の自治体照会（説明会）においては、概要版（40-50頁）にてご意見を伺い、その後、照会意見の反映や関係者レビューを行い、100-120頁程度のボリュームとなる見込みのため、本編（資料4-1 参考）として構成予定

※3章の利活用編については、本編では分析方法や先進事例の概要のみを紹介し、詳細内容は別冊にて整理の上、一体運用を予定（QGISによる分析方法、自治体の取組事例の詳細）

本ガイダンスの目的とポイント

地方公共団体の都市計画部局では、都市計画の立案やまちづくりの基礎となる情報（都市計画情報）として、「都市計画基本図」、「都市計画基礎調査情報」、「都市計画図書（都市計画決定情報）」を整備している。これらの情報は、「都市計画GIS導入ガイダンス」（2005、以下H17ガイダンスという）の策定以降、デジタル化が一定程度進むとともに、GISデータとして整備され、その利活用環境として都市計画GISの導入が進んできた。しかしながら、依然としてデータフォーマットの不統一、オープンデータ化が十分に進まない、といった課題がみられる。一方で、政府全体で行政のデジタル化が進められてきているとともに、まちづくりの分野においてもまちづくりDXの中長期的な展開やアクションプラン等を取りまとめた「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン（Ver1.0）」を策定した。

本ガイダンスは、このような潮流を捉えつつ、地方公共団体における都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化を後押しするものであり、ひいてはデジタル技術を活用した多様で豊かな生活の実現を目的としている。

H17ガイダンス策定以降、都市計画GISをはじめとするデジタル化ツールが全国で導入されたこともあり、今後は整備した「情報の利活用」に重点を移しつつ、都市計画・まちづくりの領域におけるデジタル化を推進することが肝要である。本ガイダンスの普及・活用により、次の3つのポイントの実現を目指している。ポイント①は、デジタル化・標準化により、都市計画データの整備・更新等の高度化・効率化を進めると共に、3D都市モデルの一体的整備を進める。ポイント②は、これまでの都市計画分野の枠を超えて、複雑・多様化する社会課題に対応し、分野横断的なデータ利活用環境の構築をポイント①とあわせて推進していく。さらに、ポイント③は、都市計画情報のオープンデータ化を推進することで、多様な主体が新たな価値を創出できる環境を構築し、目指すべきデジタル社会の将来像を切り拓いていくことが重要である。

なお、本ガイダンスは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化の実施にあたっての参考としていただきたい。

■本ガイダンスで扱う「都市計画情報」とは

○都市計画基本図（公共測量成果）

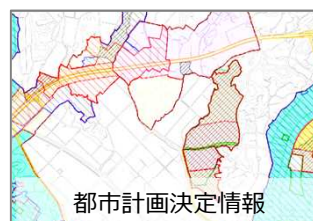
- ・都道府県や市町村が作成する、都市計画基礎調査や都市計画図書（総括図、計画図等）の基本となる地形図（DM、数値地形図データ、都市計画基図等）。
- ・公共測量成果として2,500分の1以上の縮尺で、5年間隔程度で作成される場合が多い。
（公共測量作業規程の準則及び付録7公共測量標準図式に準拠）

○都市計画基礎調査（都市計画法6条）

- ・都市計画に必要な基礎調査として、都市計画区域について概ね5年ごとに都道府県が実施。
- ・人口、交通量等の都市の現況及び都市活動に関する項目のほか、土地利用・建物現況に関する調査を実施。
- ・都市計画基礎調査は、区域区分の見直しから立地適正化計画の策定等、様々な都市計画施策で活用される。

○都市計画決定情報（都市計画図書）（都市計画法14条）

- ・都市計画決定情報は、都市計画が決定された区域や決定内容に関する情報（土地利用、都市施設、市街地開発事業、地区計画等）である。
- ・都市計画決定の詳細を都市計画基本図等の地図上に示した、「都市計画図書」は、総括図、計画図、計画書によって表示し、公衆縦覧に供さなければならない。
- ・総括図は25,000分の1以上、計画図は2,500分の1以上の縮尺で、都度更新される場合が多い。



※本ガイダンスでは、紙の図面から地理空間データ等の電磁データ形式まで、情報の形式を限定しない場合には「都市計画情報」と称し、地理空間データ（GISデータ）形式で整備されている場合は、「都市計画データ」と称して、区別して用いる。

■目次

1章 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化の必要性と目指す姿	
1.1 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化とは
1.2 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化の現状と必要性
1.3 これまでの取組と課題
1.4 都市計画情報の目指す姿
2章【データ整備編】都市計画情報のデジタル化・標準化と効率化・高度化	
2.1 都市計画情報のデータ整備に関する全体像
2.2 都市計画情報のデジタル化・標準化と効率化・高度化
2.3 3D都市モデルとの一体的な整備
2.4 都市計画データ標準製品仕様書の概要
3章【利活用編】多様化するまちづくりにおける都市計画情報の活用（別冊：分析例）	
3.1 都市計画情報の活用の考え方
3.2 都市計画GISの主な機能と活用例
3.3 多様化するまちづくりにおける都市計画データの活用例
4章【運用編】都市計画データの利活用環境の導入・運用	
4.1 GISシステムの現状
4.2 利用目的に応じた都市計画GIS／統合型GISのシステム構成と導入例
4.3 3D都市モデルとのデータ連携
5章【オープンデータ化編】都市計画情報のオープンデータ化	
5.1 都市計画情報のオープンデータ化における課題
5.2 都市計画情報のオープンデータ化により期待される効果
5.3 都市計画情報のオープンデータ化の留意点
5.4 都市計画情報のオープンデータ化の考え方と実施方法
6章【将来編】都市計画情報の今後の展望（第4回検討会の結果を踏まえ取りまとめ予定）	
6.1 都市計画のデジタル化
6.2 都市計画基本図・基礎調査の高度化
6.3 他分野との連携

1

都市計画情報のデジタル化・ オープンデータ化の必要性と 目指す姿

SUMMARY

地方公共団体では都市計画GISの導入が一定進み、「システム導入」から「データ利活用」のフェーズを迎えている。また、多様化・複雑化する都市課題への対応の必要性やEBPMが推進されるなど都市計画情報を取り巻く状況は大きく変わってきている。

本章では、都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化を定義した上で、その現状と課題を整理しつつ、デジタル化・オープンデータ化の必要性と目指す姿について述べる。

1.2.3 デジタル化・オープンデータ化と「標準化」の関係

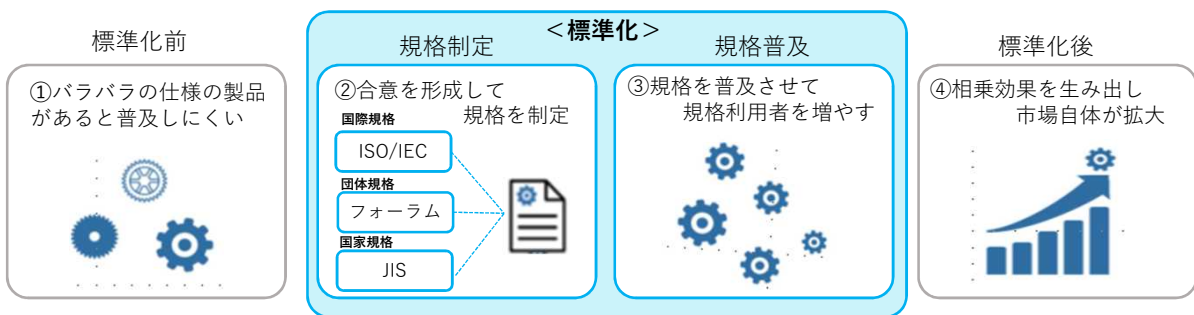
(1) 「標準化」とは

「標準化」とは、「一定のメンバーの合意を得て規格（仕様書）を制定し、当該規格を普及する行為。」である。仕様がバラバラで普及が進まない製品に対して、関係者との合意形成により規格を制定し、その規格に適合した製品を増やしていくことで、製品をより使用しやすいものとして普及させていく。

標準化により、「もの」や「事柄」の単純化、秩序化、試験・評価方法の統一化ができるため、以下のようなメリットが生まれる。

- ① 製品の互換性や整合性の確保
- ② 製品の量産化や単純化による生産効率の向上や品質確保
- ③ 関係者間での相互理解の促進

さらに、標準化することで多様な製品と組み合わせたり、標準化されていない領域にリソースを再配分したりできるため、新たな製品やサービスの開発といった、価値創造も可能となる。



都市計画情報に対する新たなニーズや課題への対応には、都市計画データの標準化が重要である。その実現を通じて、整備コストの低減、行政内におけるデータの相互運用や分野横断的な活用が可能になるなどの効果に加え、新たなニーズへの対応が可能となる。

都市計画データの標準化による期待される効果

ニーズ		標準化されない デジタル化・オープンデータ化	標準化された デジタル化・オープンデータ化
効率的なデータ整備	データ整備コストを抑えたい	データ形式が独自のものになっているため整備の度に受託者が調整に労力を取られる	誰が見ても情報形式が明らかであるため受託者の作業が円滑に進む
	担当者の労力を軽減したい	データ形式が独自のものになっているため整備の度に前任や業者に問い合わせが必要	標準仕様書を見ればデータの内容が理解できる
	3D都市モデルを整備・活用したい	データ形式が独自のものになっているため3D都市モデルの構築にコストがかかる	標準化されたデータを元に構築することは作業が容易
容易な利活用	分野横断的なデータ分析を行いたい	データ形式が独自のものになっているため他分野情報と重ね合わせるだけで一苦労	分野横断的かつ広域的な均質データにもとづく分析・解析が容易になる
	広域的な観点で都市分析をしたい 他の自治体との比較したい	データ形式が独自のものになっているため自治体間での比較が困難	情報形式が明らかであるため自治体間でも容易に比較できる
	大学や民間と共同で高度な分析等を実施したい	データ形式が独自のものになっているためデータの扱いが煩雑だったり、高度な分析や開発が困難	分野や利用主体を問わずデータ形式を気にすることなく高度な分析や開発が容易になる
オープンデータ化による多様な主体の関与と裾野拡大		データ形式が独自のものになっているため利用のハードルが高い	誰もが都市計画データへのアクセスとアプリケーション開発が容易になり新たな価値を創出できる

都市計画分野／行政の枠を超えて、分野横断的かつデータの相互利用を可能とする

1.4.2 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化によって得られる効果

データの標準化（フォーマットの統一）、均質化（調査方法や精度の統一）が図られた、都市計画データのデジタル化・オープンデータ化が推進されることにより、さまざまな効果（メリット）が得られる。

○ 行政内（都市計画部局）

都市計画部局内では、都市計画データの整備・更新・管理の効率化や、オンライン化による窓口業務の負担軽減・行政コスト削減等の効率化や、都市計画データの高精度化およびそれに伴う都市計画業務の高度化等に寄与することが期待される。さらに、都市計画データの標準化に対応した分析機能の自動化が進むことで誰もが都市計画データを利用した高度な施策検討が可能となることが期待される。

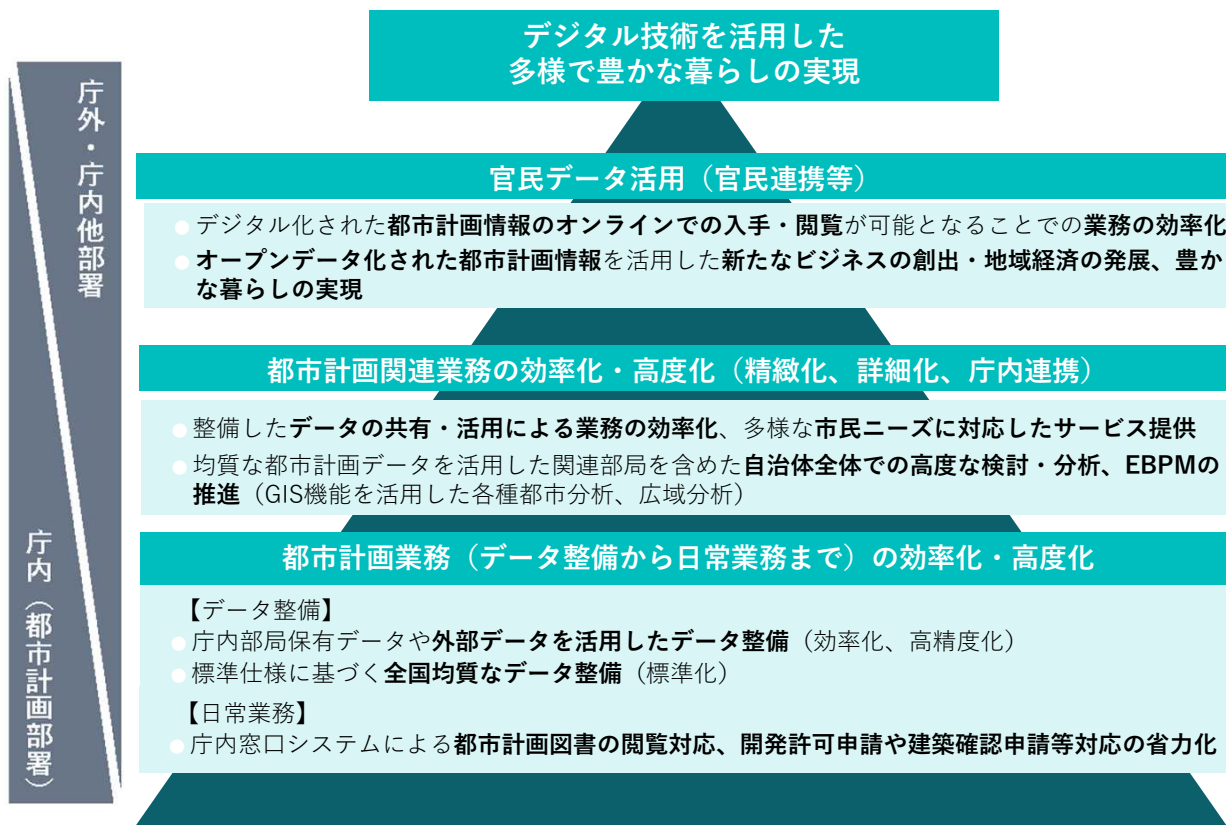
○ 行政内（庁内多分野連携）

都市計画部局を含めた行政内部では、庁内各部局が保有する様々な既存データ活用等による高精度で効率的なデータ整備や、整備した都市計画データの共通基盤（共有空間データ等）としての活用、さらにはそれに伴う都市計画以外の分野も含めた業務の効率化・高度化等に寄与することが期待される。

○ 行政外（官民連携等）

行政以外の機関や民間企業など行政外部では、貴重な行政データのオープンデータ化により、スマートシティサービス等への活用など、さまざまな分野におけるオープンイノベーションの創出が期待される。

都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化によって得られる効果(メリット)



2

都市計画情報の デジタル化・標準化と 効率化・高度化

SUMMARY

都市計画情報は、都市計画以外の分野横断的な活用に向けて、鮮度の高いデータの提供やニーズに応じたきめ細かいデータ整備が求められている。他方、地方公共団体においては都市計画データの整備費用や人手不足などにより、持続的なデータ整備・更新が課題となっている。

本章では、都市計画情報のデータ整備に関する全体像を提示しつつ、都市計画情報のそれぞれの整備及び3D都市モデルとの一体整備におけるデジタル化・標準化と、それを通じた「効率化」、「高度化」の考え方や具体方法について、先進事例とともに紹介する。また、CityGML形式による標準化のための都市計画データ標準製品仕様書の概要もあわせて紹介する。

2.2 都市計画情報のデジタル化・標準化と効率化・高度化

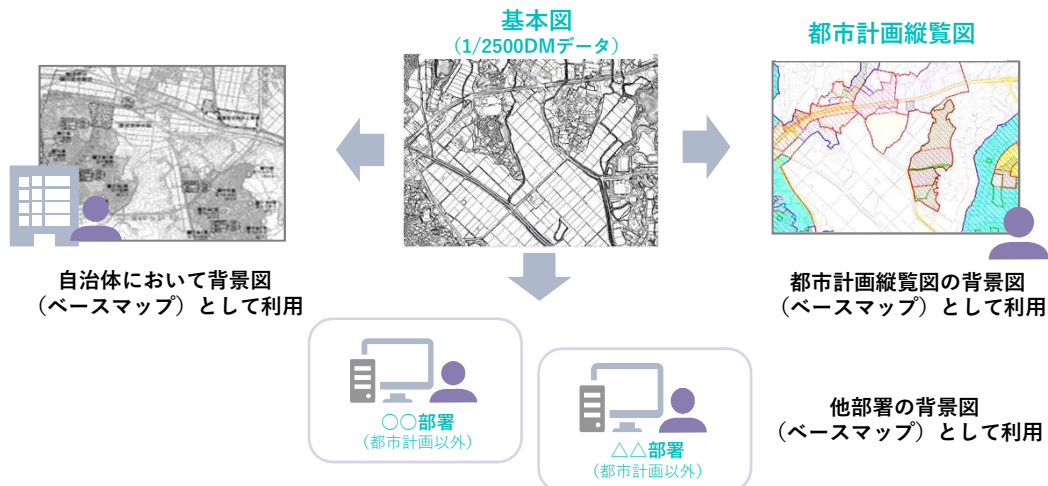
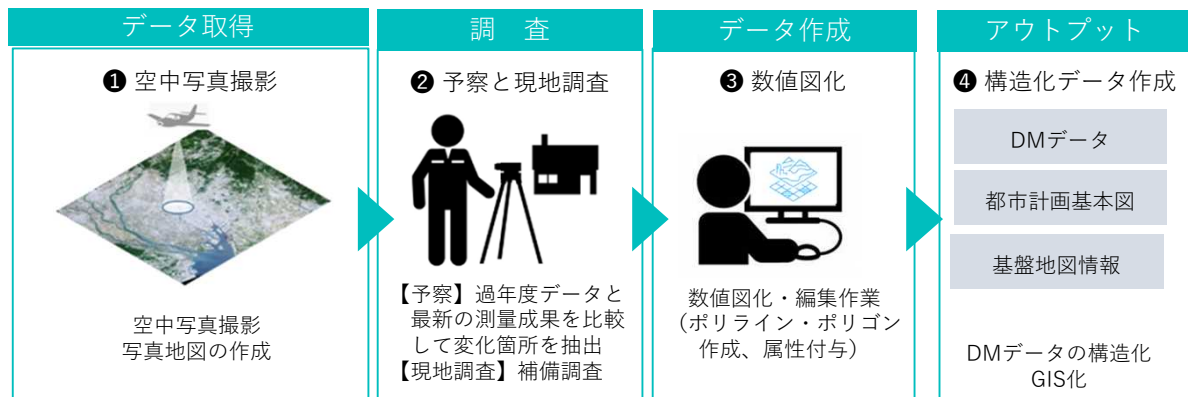
2.2.1 都市計画基本図のデジタル化・標準化と効率化・高度化

都市計画基本図とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条に定める「都市計画に関する基礎調査」及び都市計画法第14条に定める「都市計画図書」の白図（背景図）として使用する地形図（縮尺1/2500以上）である。都市計画基本図は、公共測量成果としての品質を確保するため、公共測量作業規定の準則により、航空測量による新規取得、現地調査、数値図化などの作成手順及び対象となる地物などが規定されており、一般的に、都市計画部局が主体となって整備・更新されることが多い。更新時期は、後述の都市計画基礎調査の実施に合わせて概ね5年ごとが望ましい。

都市計画基本図は、都市全体を網羅する地形図であることから、統合型GISの普及に伴い、地方公共団体の共用空間データとして整備され、例えば、都市計画基本図上に災害情報等を重ね合わせることでハザードマップとして活用される等、都市計画以外の部署での活用も増加している。さらに、国土地理院に提出され、基盤地図情報としてとりまとめられ公開される。また、住民基本台帳等の基幹的な台帳データ等を都市計画基本図と連携させることで、人口・世帯分布の実態を反映した都市の現況分析やきめ細かい行政サービスの高度化が可能となる。

一方、航空測量や現地調査などの新規データ取得の作業は、行政域の全域を対象とする大がかりな調査となるため、多くの地方公共団体において財政的な負担になっている。そのような中で、近年の統合型GISの普及に伴い、共用空間データの基盤地図データとして整備されることが増えており、庁内の複数の部署が連携して整備を進めるケースが増えてきている。

都市計画基本図の整備の手順と活用



(1) 空中写真撮影における効率化の考え方と事例

空中写真撮影のためには、一般的に航空機により撮影が行われるが、これに要する費用が高いという課題がある。都市計画基本図の効率化のためには、航空写真の撮影コストを抑えることが重要である。

そのため、同一自治体内で重複して調査を行っている場合（税務部局、道路部局）は、撮影を共同で行ったり（庁内連携）、隣接する市町村等と広域連携を行うことで費用低減（庁外連携）を行うことが重要である。（コラム参照）

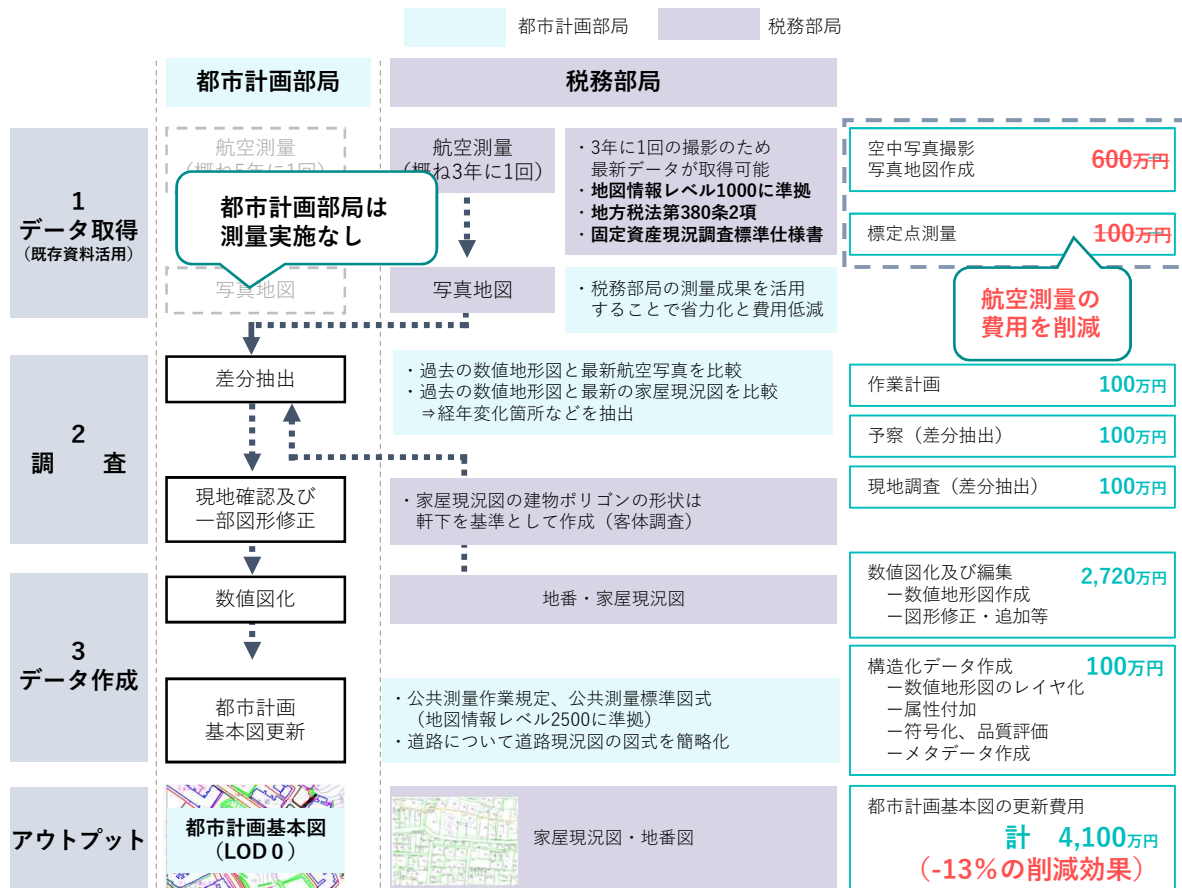
さらに、整備時期や地域等の条件によっては、国土地理院が整備している空中写真の利用が可能である。

[比較パターン①] 庁内連携：既存資料等の活用による効率的な整備

庁内の既存測量成果を活用することで、航空測量等の新規データ取得の費用を抑えることができる。例えば、税務部局では、地方税法第380条2項にもとづき、客体調査を行っており、概ね1～3年に一度、家屋現況図・地番現況図の整備のための航空測量を行っている。更新頻度が高い税務部局の測量成果（写真地図）の庁内の既存資料を活用することでより鮮度の高い都市計画基本図の整備が可能となるだけでなく、重複投資を避け、費用の低減を図ることが可能となる。

a. 整備フローと費用試算例（都市計画部局で単独整備と庁内の測量成果を活用する場合の比較）

- 費用試算の前提条件
 - ・ 公共測量作業規定の準則に準拠、地図情報レベル2500数値地形図（都市計画基本図）の修正・更新を想定
- 費用試算の根拠
 - ・ 国土交通省「設計業務等標準積算基準書」、「設計業務委託等技術者単価」に基づき試算
- 試算の考え方及び留意点
 - ・ 基本ロット（100km²）を基準とする。整備面積50～200km²の範囲で概ね面積（km²）比例
 - ・ 航空測量については、面積力以外に飛行時間や地形などの影響を考慮する必要があるため正確な試算をする場合は、事業者にご相談する必要がある。



(2) 新技術を活用した都市計画基本図の更新・整備（衛星データを用いた高度化事例）

近年、民間低高度周回衛星の増加に伴い、カバー範囲の拡大、データ取得周期の短縮、精度の飛躍的な向上により衛星データの活用分野が大きく広がっている。

特に、都市計画分野においては、AI等による画像解析技術と組み合わせることで、土地利用の変化の自動抽出や複数の衛星画像を利用した精度の高い地図の生成などといった様々な活用に向けた試みがなされている。

公共測量成果である、都市計画基本図の整備・更新においても、公共測量作業規程（準則第17条第2項）に基づく新しい測量システムとして衛星画像を活用したより低コストかつ高頻度な更新が可能である。

■公共測量作業規程（準則第17条第2項）に基づく衛星データの活用

作業規程の準則に則り、作業マニュアル、精度検証報告書等を作成し、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めることにより、準則に規定されていない機器及び測量方法による公共測量を行うことができる。（準則第17条第2項） (<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41005.html>)


■衛星データの特長

- 広域均一性：全国で均一な精度で整備が可能（但し、データ取得周期は地域により異なる）
- 周期性：最新画像が周期的に更新・蓄積される。過去画像との比較による変化の把握が容易
- 可視光線域外の情報の取得：光学衛星は赤外線領域の活用による植生の区別などが可能。合成開口レーダー衛星（SAR衛星）の場合は、周波数帯域により微細な変化などを検出可能

■都市計画基本図の整備における衛星データの活用イメージ

① 衛星画像による精緻な「オルソ画像」の活用

- ・ 都市計画基本図等の建物形状（2D）と最新のオルソ画像を比較し変化箇所を抽出
- ・ 変化箇所について建物形状等について時点更新

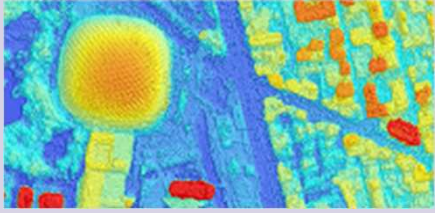


都市計画基本図
変化抽出及び
時点更新

衛星オルソ画像

② 複数の衛星データによる高精細地形データ（DSM）の活用

- ・ マルチビューステレオ解析による、高精細DSM（DSM=0.5 m）から、「建物高さ情報」及び「地形起伏データ」を取得



■衛星データの精度

衛星データを活用した地図の精度について、航空測量の精度と比較した結果は下表の通りである。

項目	航空写真（受託撮影）	航空写真（商用整備）	衛星画像（光学）
整備エリア	地方公共団体からの発注による	日本の約8割	全国（離島含む）
解像度	10cm	25cm	30～40cm
観測幅	約1km	約2km	約15km
撮影方式	オーバーラップ方式によるステレオ画像	オーバーラップ方式によるステレオ画像	単画像／ステレオ画像
地図縮尺	1/1,000	1/2,500	1/2,500相当
位置精度	水平 0.7m 垂直 0.33m以内（標高点） 0.5m以内（等高線）	水平 1.75m以内 垂直 0.66m以内（標高点） 1.0m以内（等高線）	水平 1.75m以内 （実性能0.5m） 垂直 1.0m以内 （実性能0.5m）
撮影・整備周期	毎年撮影は全地方公共団体の10%程度	大都市は年1回撮影	毎年全国撮影
代表的な製品名	-	GEOSPACE航空写真	AW3D

【3D都市モデル（LOD1）と都市計画基本図及び都市計画基礎調査を一体整備した場合】

- 都市計画基本図の更新（図形情報）及び都市計画基礎調査の実施（属性情報更新）と3D都市モデル（LOD1）の整備を一体的に行うケース。
- 都市計画基本図の更新及び都市計画基礎調査の実施のタイミングをとらえて3D都市モデルを整備する場合などを想定。

※LODの定義についてはP.35参照

一体整備の費用試算結果（100km²あたりの整備費用、変化率30%を想定）

モデル整備工程	必要となるデータ	100km ² あたりの整備費用 (変化率30%想定)
(1) 図形情報の 取得・整備	都市計画基本図の更新（一体整備）	47.0 百万円 (①：7.0百万円、②：11.3百万円、③：28.6百万円)
	①データ取得 (航空測量) ②調査等 (予察/現地調査等) ③データ作成 (DM/GISデータ)	
(2) 属性情報の 取得・整備	都市計画基礎調査の実施（一体整備）	3.7 百万円 (①：0.4百万円、②：2.0百万円、③：1.3百万円)
	①データ取得 (原典データ) ②調査等 (机上/現地調査) ③データ作成 (現況図/GISデータ)	
(3) 3D都市モデルの 整備 (一体整備)	3D都市モデルの整備 (個別整備：図形情報及び属性情報の更新なし)	2.7 百万円 (①：1.3百万円、②：0.7百万円、③：0.7百万円)
	①3D立上げ ②属性付与 (3D) ③CityGML 作成	
合 計		53.4 百万円

【3D都市モデル（LOD1）、都市計画基本図、都市計画基礎調査を個別整備した場合】

- 都市計画基本図の更新（図形情報）、都市計画基礎調査の実施（属性情報更新）、3D都市モデル（LOD1）の整備をそれぞれ個別（異なる時期）に行うケース。
- 試算結果として一体整備（合計 53.4百万円）に比べて、個別整備では5.6百万円割高となる。

個別整備の費用試算結果（100km²あたりの整備費用、変化率30%を想定）

モデル整備工程	必要となるデータ	100km ² あたりの整備費用 (変化率30%想定)
(1) 図形情報の 取得・整備	都市計画基本図の更新（個別整備）	47.0 百万円 (①：7.0百万円、②：11.3百万円、③：28.6百万円)
	①データ取得 (航空測量) ②調査等 (予察/現地調査等) ③データ作成 (DM/GISデータ)	
(2) 属性情報の 取得・整備	都市計画基礎調査の実施（個別整備）	4.5 百万円 (①：0.4百万円、②：2.0百万円、③：2.1百万円)
	①データ取得 (原典データ) ②調査等 (机上/現地調査) ③データ作成 (現況図/GISデータ)	
(3) 3D都市モデルの 整備 (一体整備)	3D都市モデルの整備 (個別整備：図形情報及び属性情報の更新あり)	7.5 百万円 (①：6.1百万円、②：0.7百万円、③：0.7百万円)
	①図化更新 3D立上げ ②属性付与 (3D) ③CityGML 作成	
合 計		59.0 百万円

3

多様化するまちづくりにおける 都市計画情報の活用

SUMMARY

近年、デジタル技術の進展により情報のデジタル化が進み、都市計画においてもデジタルデータ活用の重要性が高まっている。都市計画情報の客観的なデータを活用することで、都市あるいは地域の特性や課題が把握しやすくなり、業務の効率化・高度化につながる。また、施策の立案・評価（EBPM）にも有用である。

本章では、多様化するまちづくりを推進する際の都市計画情報の活用の考え方を示すとともに、先進的な活用を行っている自治体の実例を紹介する。なお、詳細なQGISの分析方法や取組事例については別冊を参照頂きたい。

3.2 都市計画情報の活用例

本編の3章では、多様なまちづくりにおける都市計画GISデータを活用した分析例を先進事例とともに紹介する。

将来人口分布の分析

建物利用の現況の
可視化

都市のスポンジ化の
状況把握

新築動向の分析

公園の誘致圏の検討

公共交通の利便性評価

都市機能の集積状況の
把握

建物老朽化の
状況把握

公共交通の徒歩圏
カバー率把握

土地利用現況の可視化

市街化調整区域の
連坦状況把握

浸水リスクの把握

5

都市計画情報のオープンデータ化

SUMMARY

多様化する都市計画データの活用ニーズに対応し、まちづくりに携わる多様な主体によるデータの活用を可能にするためには、都市計画データのオープンデータ化が重要である。

本章では、都市計画データのオープンデータ化の意義と都市計画データのオープンデータ化の課題や期待される効果を示すとともに、都市計画データのオープンデータ化の留意点や具体方法等について先進事例とあわせて紹介する。

5.2 都市計画データのオープンデータ化により期待される効果

都市計画情報は、行政やまちづくりでの活用だけでなく、様々な分野での活用が期待されており、社会的なニーズも高い。都市計画データが誰もが利用しやすい形でオープンデータ化され、様々なデータと組み合わせることで新たな価値を創出することが期待される。

(1) 都市計画データのオープンデータ化による官民協働の推進

都市計画データは、都市を構成する様々な地物がデータ化されている都市計画基本図や、様々な都市活動を把握できる都市計画基礎調査データ（例：建物用途、構造、延床面積など）、都市計画決定データ等の都市に関する多様な情報を有している。これらをオープンデータ化して庁内外で活用されることで、外部組織を含めた官民の多様な主体による新たなソリューションやサービスの開発につながることを期待される。具体的には、Project PLATEAUの都市計画データを活用したユースケースの開発のように、民間等におけるアプリ開発が期待できる。（次頁のコラム参照）

さらに、都市計画提案制度での活用や、マスタープランや計画の進捗管理について市民が参加することで、地区の管理や開発方針等について地域の多様な主体の合意形成を図りつつまちづくりを推進することが可能となる。

市民参加まちづくりで都市計画データを直接活用している事例をコラムとして追加予定（難しい場合には間接利用の例）

(2) 都市計画データのオープンデータ化による透明性・信頼性の向上／市民参加

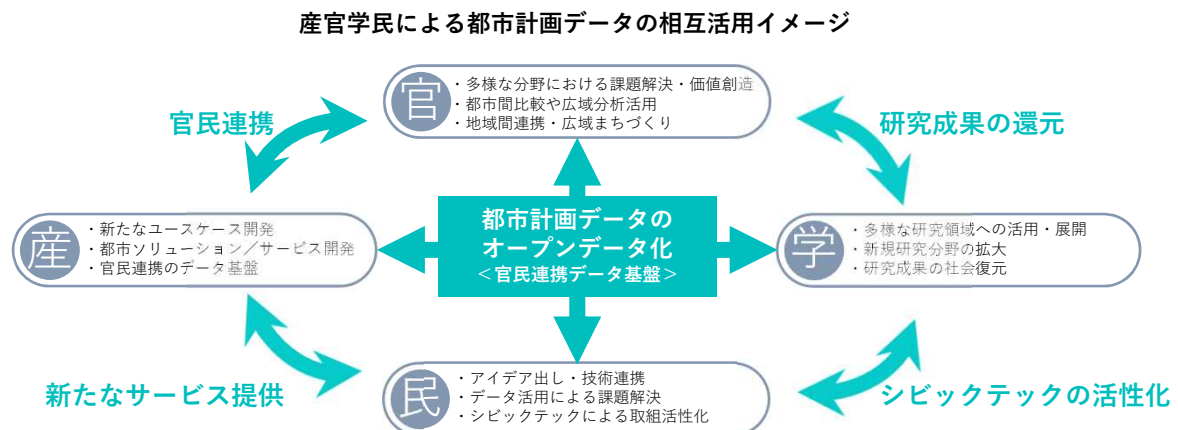
都市計画データがオープンデータ化されると、行政内部だけでなく様々なユーザーとオープンな連携が可能となる。

また、様々なユーザーが活用するなかで、データの誤りが発見されて修正されるなど、データそのものの信頼性や透明性の向上も期待できる。

特に、シビックテックなどデータ活用による市民主導型の社会課題解決の取組が活発化していることを踏まえると、オープンデータとして公開することで、市民や民間企業のアイデアや技術連携提案などが期待され、行政の効率化・高度化にも寄与することとなる。

(3) 都市計画データのオープンデータ化による地域間連携／プラットフォームの構築

都市計画データが標準仕様にもとづいて広域でオープンデータ化されることで、都市間連携・比較などの広域分析やユースケースが容易に開発できるようになり、地域間連携によるまちづくりへの展開が期待できる。特に、都市計画データの持つ情報基盤としての価値を最大限利用することで、官民連携のデータ基盤として広く活用することが期待される。



5.3 都市計画データのオープンデータ化における留意点

都市計画データのオープンデータ化の留意点として、(1) 個人情報との関係、(2) 二次利用とライセンスの考え方、(3) 都市計画決定図書との関係（免責条項）の3点について、以下に整理する。

(1) 個人情報との関係

関係者調整中

(2) 二次利用とライセンスの考え方

地方公共団体において、二次利用のルールは、商業利用も可能で、国内外でデータの有効な利活用を図る観点から、国際的に標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY)」を採用することが基本である。なお、地方公共団体によってはインターネットで情報を提供する際のルールを独自に定めている場合もあり、これらのルールに則る必要もある。海外においては、表示を含むすべての著作権を主張しないCC0 (Public Domain) のもとでオープンデータ化を実施するケースもある。

提供者に応じたライセンス利用規約 (例)

提供元	ライセンス利用規約
国	政府標準利用規約2.0
	CC BY4.0
地方公共団体	CC BY4.0
	CC0 (Public Domain)
	政府標準利用規約2.0
民間	CC BYなど (6種類)
	独自の利用規約 (有償)

オープンデータ

ダウンロードサイト(例)

G空間情報センター

- ・提供元の利用規約を適用
- ・有償データなど

地方公共団体のオープンデータサイト

- ・ **CC-BY4.0**
- ・ 政府標準利用規約

(参考) むろらんオープンデータライブラリにおける記載例 (二次利用と免責条項等)

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/odlib.php>

オープンデータの利用に際して

室蘭市のオープンデータを利用の際は、以下の点にご注意の上、自由にご利用ください。

データのダウンロードをもって、下記を承諾したものとします。

- 公開するデータは、[Creative Commons \(外部サイトへリンク\)](#) の表示 (CC BY) または (CC 0) として公開します。
- 室蘭市は、データの所有権、その他の財産権は放棄しません。利用のみ自由です。
- データの利用に際し、室蘭市の承諾は不要です。利用料もかかりません。
- データは完全に正しいデータとは限りません。室蘭市ではデータの完全性は保証しませんので、利用者の責任においてご利用下さい。
- データの利用によって生じた損害は、室蘭市は一切の責任を負いません。
- データの利用によって、他人の権利を損なったり、安全を脅かしたりしないこと。
- 万一、訴訟等が生じたときは、室蘭市を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- できる限り正しいデータを公開したいと考えていますので、間違いを発見した場合は室蘭市へメールでお知らせ下さい。

データの誤りを見つけた場合の連絡先: joho@city.muroran.lg.jp



Muroran City OpenData by [Muroran City](#) is licensed under a [Creative Commons 表示 4.0 国際 License](#).

または



Muroran City OpenData by [Muroran City](#) is licensed under a [CC 0 1.0 全世界 License](#).

オープンデータダウンロード

オープンデータのダウンロードは、下記の2通りの方法で可能です。

- 下記一覧からダウンロード
- ArcGIS Open Dataの室蘭市公式サイトからダウンロード
ArcGIS Open Dataでは、Shape、CSV、KML、GeoJSON、ジオサービスが利用可能です。
※ Internet Explorerには対応していません。
[ArcGIS Open Dataの室蘭市公式サイトはこちら\(外部サイトへリンク\)](#)

ジャンル	データ名	説明	フォーマット データサイズ	ライセンス	公開日
地図	都市計画現況図平成12年版	都市計画現況図を1レイヤに統合してあります ページ下部の注意事項をご覧ください	Shape (ZIP : 123MB)	CC BY	2013/12/11
地図	都市計画現況図平成12年版レイヤ別	都市計画現況図を分類ごとにレイヤを分けたものです ページ下部の注意事項をご覧ください	Shape (ZIP : 111MB) 説明 (CSV : 1KB)	CC BY	2013/12/11
地図	都市計画現況図平成23年版	都市計画現況図を1レイヤに統合してあります ページ下部の注意事項をご覧ください	Shape (ZIP : 112MB)	CC BY	2013/12/11
地図	都市計画現況図平成23年版レイヤ別	都市計画現況図を分類ごとにレイヤを分けたものです ページ下部の注意事項をご覧ください	Shape (ZIP : 107MB) 説明 (CSV : 1KB)	CC BY	2013/12/11
地図	都市計画図平成28年9月27日現在	都市計画図です。 室蘭市の都市計画の概要のページ ページ下部の注意事項をご覧ください	Shape (ZIP : 1.49MB)	CC BY	2017/7/19

<都市計画図に関する記載事項>

都市計画図データの利用については、下記の点にご注意ください。

- このデータは都市計画の内容を証明するものではありません。
- 土地取引等やその他の権利や義務が発生するような資料作成に必要な正確な情報は、室蘭市都市政策課にご確認ください。